明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　一
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通二）　三
〔告　示〕
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通四八）　五
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同四九）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、公示送達関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第十四号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第四条第一項及び第二十五条並びに臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第五条第一項及び第三十八条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久